

事業活動応援資金のご案内

■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

○【事業活動枠】

事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方

○【流動資産担保枠】

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）

○【再チャレンジ枠】

廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方
（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）

■制度の特徴

- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。

（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件 \ 枠	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融 資 限 度 額	1 億円	3 千万円	1 千万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金		
融 資 利 率 (注 1)	金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）【変動利率】 ※「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。		
融 資 期 間 (うち、据置期間)	運転10年以内（2年以内） 設備15年以内（3年以内）	1 年間	運転5年以内 （1年以内） 設備10年以内 （2年以内）
融 資 形 式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2)	原則年0.45%～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません		
物 的 担 保	必要に応じ徴求	流動資産を 譲渡担保	必要に応じ徴求
取 扱 金 融 機 関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告（四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出）することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式（確認書）を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村（令和4年4月1日現在：14市町村）

青森市、五所川原市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会

電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ

電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索